

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版との比較

三菱電機株式会社
中津川製作所

(令和4年版)公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 第3編 第1章 第7節 空気調和機		該当形名	外気処理ユニット
1.7.6 マルチパッケージ形 空気調和機			
1.7.6.1 一般事項	(ア)マルチパッケージ形空気調和機(以下「マルチ形」という。)は、屋外機と一つの冷媒系統に複数の屋内機を備えたものをいう。また、屋内機は、個別運転可能なものとする。 (イ)本項は、冷房能力 28kW を超えるマルチ形(水冷式は除く。)に適用する。 (ウ)屋内機の形式は、床置形、壁掛形、天井吊形、カセット形及び外気処理ユニットとし、標準図(パッケージ形空気調和機屋内機、ファンコイルユニット等の形式記号)による。なお、適用は特記による。	・ LGH-NM□RDF (-DM)	(ア)左記当該事項の内容に合致する。 (イ)屋外機による (ウ)外気処理ユニット
1.7.6.2 構成	(ア)屋外機の構成は、1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項による。 (イ)屋内機の構成は、1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項によるほか、次による。 (a)天井吊形の隠ぺい形(ダクト形)に吹出口、吸込口、エアフィルターを備える場合は特記による。 (b)カセット形には、天井パネルを備えたものとする。		(ア)-(屋内機のため) (イ)左記当該事項の内容に合致する。
1.7.6.3 圧縮機	1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項による。		-(屋内機のため)
1.7.6.4 送風機	屋外機及び屋内機の送風機は、製造者の標準仕様とする。		シロココファン
1.7.6.5 電動機	製造者の標準仕様とする。		DCブラシレスモーター
1.7.6.6 動力伝達装置	1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項による。		電動機直動形
1.7.6.7 空気熱源蒸発器 兼空気式凝縮器	(ア)構成は、フィン付きコイル、送風機、電動機、フィンガード、ケーシング等とする。 (イ)コイルの材質は、1.3.1.8「凝縮器」(イ)(b)による。 (ウ)フィンの材質は、1.3.1.8「凝縮器」(イ)(c)による。 (エ)冬期に結露が発生した場合に自動的に除霜する機能を備えたものとする。		-(屋内機のため)
1.7.6.8 加熱器兼冷却器	1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項による。		(ア)左記当該事項の内容に合致する。 (イ)左記当該事項の内容に合致する。 (ウ)特殊表面処理 (エ)有機アクリル樹脂系プレコート処理
1.7.6.9 冷暖房切換弁	1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項による。		-(屋内機のため)
1.7.6.10 ケーシング	1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項によるほか、屋内機(形式が、壁掛形、天井吊形及びカセット形の場合)と外気処理ユニット(形式が、天井吊形の場合)のケーシング及び固定方法は、製造者の仕様による。		溶融亜鉛めっき鋼板
1.7.6.11 ドレンパン	製造者の標準仕様とする。		ASA
1.7.6.12 保温	製造者の標準仕様とする。		PS
1.7.6.13 天井パネル	天井パネルは、吹出部、吸込部、点検パネル等を有し、吹出部は、気流方向の調節ができる構造とする。また、材質は、鋼板、アルミニウム板又は合成樹脂とする。 なお、フィルター交換時等に点検パネルを取外す構造の場合は、脱落しない構造とする。		無し
1.7.6.14 外気処理ユニット	(ア)外気処理ユニットの形式は、天井吊(隠ぺい)形又は床置形とし、直巻コイル、熱交換エレメント、加湿器(水気化式)等を備えたものとする。 なお、適用は特記による。 (イ)熱交換エレメントは、難燃性(JIS Z 2150「薄材料の防火性試験方法」又は JIS A 1322「建築用薄物材料の難燃性試験方法」による難燃性)又はこれと同等以上の性能を有し、衛生上支障がないものとする。		(ア)左記当該事項の内容に合致する。 (イ)難燃性を有する材料(熱交換エレメントの難燃性はJIS A 1322の防災2級)で、衛生上支障なし。
1.7.6.15 エアフィルター	製造者の標準仕様とする。		不織布
1.7.6.16 安全装置	1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項による。		-(屋内機のため)
1.7.6.17 冷媒	冷媒の種類は特記による。		R32
1.7.6.18 冷媒管	冷媒管の管材は特記による。特記がない場合は、第2編 2.1.2「管及び継手」の当該事項による。なお、分岐用継手又は分岐ヘッダーは、製造者の標準仕様とする。		JIS H 3300(銅及び銅合金継目無管)
1.7.6.19 制御盤	第2編 1.2.2「制御及び操作盤」による。ただし、インバーター制御を行う場合は、製造者の標準仕様とする。また、高調波対策は第2編 1.2.2.2「インバーター用制御及び操作盤」(エ)(e)によるものとし、適用は特記による。 なお、リモートコントローラーを用いる場合の表示等は、1.7.6.20「リモートコントローラー」による。		左記当該事項の内容に合致する。
1.7.6.20 リモートコントローラー	リモートコントローラーは、次の機能を備えた集中管理リモコン及び個別リモコンとし、適用は特記による。 (a)集中管理リモコン 集中管理リモコンは、複数台の屋内機の運転・停止、温度設定、状態監視、異常表示、スケジュール設定等を一括で管理する機能を備えたものとし、その他必要となる機能がある場合は、特記による。また、表示画面は、液晶画面によるものとし、製造者の標準仕様とする。 なお、集中管理リモコンにエネルギーの管理に関する機能(外部記憶媒体への出力機能含む。)が必要な場合は、特記による。 (b)個別リモコン 手元で屋内機の運転・停止、温度設定ができるものとし、その他の設定及び表示は、製造者の標準仕様とする。 なお、形式はワイヤード式とし、系統区分は特記による。		(a)左記当該事項の内容に合致する。 (b)左記当該事項の内容に合致する。
1.7.6.21 附属品	銘板 一式		標準装備